

# ◇後退用地を市に 無償貸与 する場合

- ・後退用地や隅切り用地を調布市で測量・分筆します。
- ・後退用地や隅切り用地の登記地目を「公衆用道路」に変更します。
- ・L型側溝を後退線に合わせて整備する工事と、整備後の後退用地・隅切り用地の管理を調布市で行います。
- ・後退用地の非課税手続は、翌年度課税分から調布市で行います。
- ・土地の所有権を第三者に移転した場合でも、無償貸与は継承してください。
- ・後退用地にある塀、門扉等の物件については、除却は申請者で行っていただきます。除却に要した費用は助成されません(平成29年7月1日申出分から)。
- ・隅切り用地を調布市に無償貸与する場合は、奨励金の対象になりません。
- ・狭あい道路拡幅整備協議申出書を提出された後でも、市職員が調査した結果、狭あい事業が受けられない場合があります。
- ・当初申請内容の「権原」を変更する時は、市の担当者と協議してください。
- ・申出を取り下げの場合は、取下げ書を提出してください。



